

土壌基準 (条例第58条, 施行規則第35条別表5)

改正 令3. 3. 30 (徳島県規則第6号)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0. 003ミリグラム以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55. 2, 55. 3又は55. 4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38. 1. 1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
リン有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)付表1に掲げる方法又は規格K0102の31. 1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0. 01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0. 05ミリグラム以下	規格K0102の65. 2(規格K0102の65. 2. 7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65. 2. 6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
ヒ素	検液1リットルにつき0. 01ミリグラム以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0. 0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0. 02ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0. 002ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
クロロエチレン	検液1リットルにつき0. 002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号。以下「地下水基準告示」という。)付表に掲げる方法
1. 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0. 004ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法
1. 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0. 1ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
1. 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0. 04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1に定める方法
1. 1. 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1. 1. 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0. 006ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0. 01ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0. 01ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1. 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0. 002ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0. 006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0. 003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0. 02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0. 01ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0. 01ミリグラム以下	規格K0102の67. 2, 67. 3又は67. 4に定める方法
フッ素	検液1リットルにつき0. 8ミリグラム以下	規格K0102の34. 1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34. 4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、リン酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1, 000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34. 1. 1c)(注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合には、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47. 1, 47. 3又は47. 4に定める方法
1. 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0. 05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌基準告示」という。)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 1・2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度との和とする。